

★ 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（条例第三十八号）（県立病院課）

一 制定の理由

地方公営企業法の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員（以下「病院事業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めた。

二 条例の内容

1 病院事業職員で常時勤務を要するもの及び再任用職員のうち短時間勤務の職を占めるものの給与は、次のとおりとする。

(一) 給与の種類は、給料及び手当とし、手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当とする。

(二) 給与の基準は、(三)及び(四)を除き、一般職の職員の例による。

(三) 管理職員特別勤務手当は、管理職員及び県立広島病院長の職にある職員に対して支給する。

(四) 県立広島病院長の職にある職員には、管理者が定める額の期末特別手当を支給し、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

2 育児休業の承認を受けた職員には、期末手当及び勤勉手当を除き、育児休業をしている期間の給与を支給しない。

3 自己啓発等休業の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間の給与を支給しない。

4 病院事業職員で臨時的に任用される職員及び非常勤の職員には、1に規定する者との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

三 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（人事課）

一 改正の要旨

職制若しくは定数の改廃又は予算の減少のため、廃職又は過員を生ずることにより退職した者のうち、任命権者が知事の承認を得たものについて、次のとおり退職手当の加算措置を行った。

退職手当の基礎となる給料月額 の加算措置の内容	年齢区分		改正前	改正後
	四九年まで	五〇年から五九年まで	加算なし	残年数一年につき 一〇〇分の二を加算

二 施行期日

平成二十年十二月二十二日

★ 広島県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十号）（県立病院課）

一 改正の理由

医療技術の進展や医療需要の変化に迅速かつ的確に対応した経営を行うため、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することとし、業務を執行させる管理者を置くとともに、その給与等を定めるなど必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県病院事業の設置等に関する条例

管理者の職名を病院事業管理者とし、管理者の権限に属する事務を処理する組織として病院事業局を設ける。

2 特別職等の退職手当に関する条例

管理者の退職手当の額は、退職の日における給料月額に在職月数及び百分の三十を乗じて得た額とする。

3 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

管理者に次の給料、手当及び旅費を支給する。

(一) 給料の月額は、九三三、〇〇〇円を超えない範囲内において知事が定める額とする。

(二) 地域手当、通勤手当及び期末手当の手当を、一般職の職員の例により支給する。

(三) 旅費は、一般職の職員の例により算出して得た額の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、着後手当及び扶養親族移転料を支給するほか、宿泊料、食卓料及び移転料を支給する。

4 特別職の職員等の給与の特例に関する条例

平成二十二年三月三十一日までの間においては、管理者の給料の月額は、百分の十に相当する額を減じた額とする。

三 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（行政管理課）

一 改正の理由

地域事務所の畜産部門と家畜保健衛生所を統合し、畜産振興業務と家畜の保健衛生・防疫業務を一体的に行う畜産事務所として整備するとともに、地域事務所の再編に合わせて、その他の地方機関の名称を整理した。

二 改正の内容

1 こども家庭センターの名称変更

地域事務所再編に合わせ、こども家庭センターの名称を次のとおり変更した。

現 行		改 正 後	
広島県広島こども家庭センター		広島県西部こども家庭センター	
広島県福山こども家庭センター		広島県東部こども家庭センター	
広島県備北こども家庭センター		広島県北部こども家庭センター	

2 畜産事務所の設置

畜産業に関する事務を分掌させるため、次のとおり畜産事務所を設置した。

名 称	位 置	所 管 区 域
広島県西部畜産事務所	東広島市西条御条町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部畜産事務所	福山市三吉町一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部畜産事務所	庄原市東本町一丁目	三次市及び庄原市

3 家畜保健衛生所の再編及び名称変更等

県内四か所の家畜保健衛生所を、地域事務所再編に合わせて三か所に再編し、次のとおり名称等を変更した。

現 行	改 正 後	
	名 称	所 管 区 域
広島県芸北家畜保健衛生所	広島県西部家畜保健衛生所	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東広島家畜保健衛生所	広島県東部家畜保健衛生所	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県福山家畜保健衛生所	広島県東部家畜保健衛生所	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県備北家畜保健衛生	広島県北部	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡

所	家畜保健衛 生所
---	-------------

4 広島港湾振興局の名称変更

地域事務所再編に合わせ、広島港湾振興局の名称を次のとおり変更した。

広島県広島港湾振興局	現 行	広島県広島港湾振興局	改 正 後
------------	-----	------------	-------

5 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（行政管理課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象市町
一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務のうち、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可等	安芸太田町
二 児童福祉法等に基づく事務のうち、児童福祉施設の設置の届出の受付等	竹原市、安芸高田市、府中町及び世羅町
三 理容師法等に基づく事務のうち、理容師業務の停止命令等	庄原市
四 墓地、埋葬等に関する法律等に基づく事務のうち、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等	庄原市
五 農薬取締法等に基づく事務のうち、農薬販売者の届出の受付等	呉市及び安芸太田町
六 興行場法等に基づく事務のうち、興行場の営業の許可等	庄原市
七 旅館業法等に基づく事務のうち、旅館業の営業の許可等	庄原市
八 公衆浴場法等に基づく事務のうち、公衆浴場の営業の許可等	庄原市
九 屋外広告物法等に基づく事務のうち、国道及び県道の占用に係る違反広告物等に対する代執行等	呉市
十 土地改良法等に基づく事務のうち、土地改良区役員の就任届及び変更届の受理等	呉市、東広島市及び安芸太田町
十一 身体障害者福祉法等に基づく事務のうち、身体障害者手帳の交付等	府中町
十二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務のうち、精神障害者社会適応訓練事業の実施	竹原市、大竹市及び府中町
十三 肥料取締法等に基づく事務のうち、事故肥料の譲渡の許可等	呉市及び竹原市
十四 生活保護法に基づく事務のうち、保護施設の設置の届出の受付等	竹原市、安芸高田市及び府中町
十五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等に基づく事務のうち、品質表示等に関する規定遵守の指示等	呉市、安芸高田市及び安芸太田町

十六	クリーニング業法等に基づく事務のうち、クリーニング所の開設の届出の受付等	庄原市
十七	社会福祉法に基づく事務のうち、社会福祉法人の定款の認可等	竹原市、安芸高田市及び府中町
十八	森林法等に基づく事務のうち、地域森林計画の対象となつてゐる民有林における開発行為の許可等	呉市、尾道市、庄原市、東広島市及び世羅町
十九	道路法に基づく事務のうち、県道の維持修繕等	府中町及び安芸太田町
二十	農地法に基づく事務のうち、農地又は採草放牧地の権利移動の許可等	呉市
二十一	土地区画整理法等に基づく事務のうち、土地区画整理事業の施行の認可等	安芸高田市
二十二	美容師法等に基づく事務のうち、美容師業務の停止命令等	庄原市
二十三	商工会法に基づく事務のうち、商工会の設立の認可等	北広島町
二十四	母子保健法に基づく事務のうち、低体重児の届出の受付等	大竹市、海田町、熊野町、坂町及び北広島町
二十五	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく事務のうち、入会林野整備計画の認可等	東広島市
二十六	大気汚染防止法に基づく事務のうち、ばい煙発生施設の設置の届出の受付等	呉市及び庄原市
二十七	都市再開発法等に基づく事務のうち、個人施行者が行う第一種市街地再開発事業の施行の認可等	福山市及び安芸高田市
二十八	農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務のうち、農用地区域内における開発行為の許可等	呉市及び庄原市
二十九	建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく事務のうち、特定建築物についての届出の受付等	庄原市
三十	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく事務のうち、一般廃棄物処理施設の設置の許可等	庄原市及び安芸太田町
三十一	水質汚濁防止法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等	庄原市
三十二	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務のうち、公害防止統括者等の選任等の届出の受付等	呉市及び庄原市
三十三	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置の許可等	呉市
三十四	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務のうち、回収命令その他被害発生防止の措置命令等	庄原市

三十五 浄化槽法等に基づく事務のうち、浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出の受理等	庄原市、府中町、坂町及び北広島町
三十六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく事務のうち、健康診断の実施等	大竹市
三十七 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく事務のうち、第一種指定化学物質の排出量等の届出の経由及び意見の添付等	呉市
三十八 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等	呉市及び庄原市
三十九 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく事務のうち、導入計画の認定等	呉市、庄原市、安芸高田市及び北広島町
四十 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく事務のうち、家畜排せつ物の管理に係る指導及び助言等	呉市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町及び北広島町
四十一 障害者自立支援法等に基づく事務のうち、指定障害福祉サービス事業者の指定等	府中町及び北広島町
四十二 広島県自然環境保全条例等に基づく事務のうち、特別地区内の行為の許可等	東広島市
四十三 広島県生活環境の保全等に関する条例等に基づく事務のうち、ばい煙関係特定施設の設置の届出の受付等	呉市及び庄原市
四十四 広島県土砂の適正処理に関する条例等に基づく事務のうち、土砂の搬出に係る計画の届出の受付等	呉市、尾道市、庄原市、東広島市及び世羅町

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十一年四月一日。ただし、二2の改正（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正に係るものに限る。）については平成二十年十二月二十二日、二1の表の十九の改正（県道の維持修繕に係るものに限る。）については平成二十一年六月一日

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（財政課）

一 改正の要旨

政治資金規正法の一部が改正されたことに伴い、新設された事務に係る手数料を定めた。

二 施行期日

平成二十一年一月一日

★ 行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（財産管理課）

一 改正の要旨

広島県道路占用料徴収条例で定める道路占用料が改定されたことに伴い、当該道路占用料に準じて定めている地下埋設物件に係る行政財産の使用料を改定した。

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、個人の県民税に係る寄附金控除の対象となる県民の福祉の増進に寄与する寄附金を新たに定めた。

- 1 県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金
- 2 知事又は教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 3 1及び2に掲げるもののほか、特に県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより知事が指定した者に対する寄附金

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（県立病院課

）

一 改正の要旨

産科医療補償制度への加入に伴い、分べん料の上限額を十八万円（現行十五万円）に
改定した。

二 施行期日

平成二十一年一月一日

★ 広島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（土木整備管理課

）

一 改正の要旨

道路法施行令の一部が改正され、道路を占用できる物件として新たに応急仮設住宅が追加されたことに伴い、応急仮設住宅の道路占用料を定めるとともに、当該占用料に係る減免規定を整備し、併せて他の占用物件の道路占用料を改定した。

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）（教育委員会）

一 改正の要旨

街区方式による住居表示の実施に伴い、広島県立総合技術高等学校の位置の表示を改めた。

二 施行期日

平成二十年十二月二十二日

★ 広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）（警察本部）

一 改正の要旨

警察法施行令の一部が改正されたことに伴い、警察本部警務部の分掌事務にオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する事務を加えた。

二 施行期日

平成二十年十二月二十二日

★ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十号）
（警察本部）

一 改正の要旨

行政区域と警察署管轄区域の不一致を解消し、より効率的な警察活動を推進するため、広島県木江警察署を廃止するとともに、広島県竹原警察署及び広島県広警察署の管轄区域を変更するなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 主幹教諭及び指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第五十一号）
（教育委員会）

- 一 改正の理由
 学校教育法の規定に基づき、県立及び市町立の学校に主幹教諭及び指導教諭の職を設置することに伴い、関係条例の規定を整備した。

二 改正の内容

条 例 名	改 正 の 内 容
職員の給与に関する条例	教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)の職務の級に特二級を加え、これらの給料表の適用職員に主幹教諭及び指導教諭を加えるとともに、所要の規定の整備を行った。
職員の特殊勤務手当に関する条例	教育職員及び教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の支給対象職員に主幹教諭及び指導教諭を加えるとともに、所要の規定の整備を行った。
市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	教育職給料表(イ)の職務の級に特二級を加え、教育職給料表(イ)及び教育職給料表(ロ)の適用職員に主幹教諭及び指導教諭を加えるとともに、所要の規定の整備を行った。
例 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例	条例の対象となる教育職員に主幹教諭及び指導教諭を加えるとともに、所要の規定の整備を行った。

三 施行期日

平成二十一年四月一日

★ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十年十月六日付けの給与に関する報告等を考慮して、職員の地域手当の支給割合を改定した。

二 改正の内容

1 指定職員の地域手当の支給割合について、他の医療職給料表(一)適用者と同様とするものとした。

2 広島県内に在勤する職員（医療職給料表(一)適用者を除く。）について、当分の間、百分の〇・五八の支給割合の地域手当を支給するものとした。

三 施行期日等

平成二十年十二月二十二日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五十三号）（教育委員会）

一 改正の理由

国における公立学校の教員給与の在り方の見直しの状況等を考慮して、県立学校及び市町立学校の教育職員に対して支給する諸手当の額等を改定した。

二 改正の内容

1 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当の額の上限を次のとおり改定した。

改正前	改正後
二〇、二〇〇円	一五、九〇〇円

2 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当

教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の額を次のとおり改定した。

手当を支給する業務	改正前	改正後
非常災害時の児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	一日 三、二〇〇円	一日 六、四〇〇円
非常災害時の児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務のうち、被害が特に甚大で、心身に著しい負担を与える業務	一日 三、二〇〇円に百分の二百を乗じて得た額	一日 六、四〇〇円に百分の二百を乗じて得た額
児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	一日 三、〇〇〇円	一日 六、〇〇〇円
児童又は生徒に対する緊急の補導業務	一日 三、〇〇〇円	一日 六、〇〇〇円
修学旅行等の引率指導業務で泊を伴うもの	一日 二、〇〇〇円	一日 三、四〇〇円
対外運動競技等の引率指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	一日 二、〇〇〇円	一日 三、四〇〇円
部活動指導業務で週休日等に行うもの	一日 一、五〇〇円	一日 二、四〇〇円

三 施行期日等

平成二十一年一月一日。ただし、二二については、平成二十年十二月二十二日から施行し、平成二十年十月一日から適用する。